第5回 八丈島デジタル活用協議会

令和 4 年 1 月 26日 (水) 17:00-19:00

次第

- 1 第3回・第4回の議事概要の承認
- 2 令和4年度の実施事業(案)について
 - (1) IT人材育成事業
 - (2) 二次交通の充実
 - (3) デリバリーサービス(飲食物及び日用品)の導入支援事業
- 3 令和4年度以降のスケジュール(案)について
- 4 令和4年度の実施事業(案)詳細の送付について
- 5 第6回協議会開催予定日(令和4年3月)

1 第3回・第4回議事概要の承認 (別添参照)

2 令和4年度の実施事業(案)について

- (1) IT人材育成事業
- (2) 二次交通の充実
- (3) デリバリーサービス(飲食物及び日用品)の導入支援事業

(1)IT人材育成事業

令和3年度の事業内容(再掲)

島内外 から募集 IT人材育成

●IT人材育成講座

IT技術者として企業採用が期待できるレベルの人材 育成を目的として、中長期での講座を実施

- オンラインとスクーリングを組み合わせた形式(スクーリングは2回)
- 最大4カ月程度の講座を実施

●フロント・バックエンドエンジニア養成講座(※)

それぞれのエンジニアを養成するための講座を少人数(3名程度)、短期集中型で実施

- スクーリングを基本とした合宿形式。
- 1回3週間程度の短期集中型
- 実証期間中各2回実施

島外からの受講者には、「八丈町定住支援金」や「八丈町おしごと掲示板」の求人情報を紹介する等、島内におけるIT人材の定着に資する支援を実施

※ フロントエンドエンジニア:ウェブサイトやアプリの表側の設計・構築・カスタマイズを行う職種(ex. HTML・Javascript等を用いたウェブサイトの構築など。) バックエンドエンジニア:ユーザーの目に見えないシステムの裏側を構築する職種(ex.サーバーやデータベースの構築、システムの運用・開発など。)

島民向け デバイド対策 ・機運醸成

●ITリテラシー講座(島内対象)

スマホやPC、インターネットに慣れ親しむための講座を 島民向けに実施。主に高齢者を想定しており、島内各 地で1回2時間程度でする。

●各種スキルアップ講座(島内対象)

オンライン講座について島民向けに100人まで無料で 提供。なお、提供する講座は250講座以上とし、島内の 学生や事業者等が幅広く活用できるコンテンツを提供

令和4年度の事業内容

- 令和3年度に実施したデジタルスクールは民間事業者による自走化を図る。
- 令和4年度は、令和3年度の成果を踏まえ、新たな視点でのIT人材育成事業について検討し、 年度内に実証事業を行う。

(2) 二次交通の充実

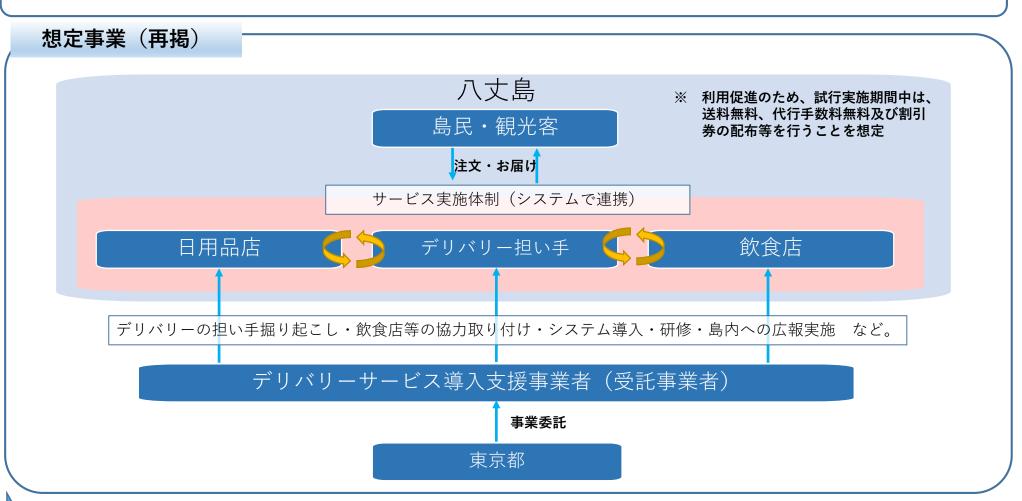
今後検討すべき事項(再掲)

- 現状調査、島民・観光客のニーズ把握
 - ⇒過去の実証の結果や、新たなアンケート調査等を実施
 - ⇒既存の交通の担い手(役場、タクシー、レンタカー)からも現状の課題等をヒアリング
 - ⇒人の動きなどを、客観的なデータで収集し見える化
- 現状の分析
 - ⇒収集した情報を基に、島に必要な交通手段や、効果的な路線等について検討
- 最適な交通手段(DX)の企画・提案
 - ⇒事業の持続性、採算性(運賃・経済効果)、利便性の観点を踏まえた提案
- 島内関係者との調整・担い手候補の掘り起こし
 - ⇒町役場、既存交通事業者との調整
- 実証事業のスキーム構築(仕様の作成・費用積算含む)
 - ⇒実証の方法、主体(担い手候補)、使用するシステム、実施期間、効果検証の方法 など
 - 上記の調査・分析・提案について、令和4年度に事業委託を実施
 - 事業委託の結果を踏まえ、協議会において、島内で行う実証事業を決定
 - 令和5年度以降の実証を目指す

(3) デリバリーサービス(飲食物及び日用品)の導入支援事業

目的

デリバリー及び買い物代行サービスの導入支援を行い、島民及び観光客の利便性向上を図る。



- 令和4年度に、ドローンなどの新しい技術を活用した配送等の検討も含め事業委託を実施
- 年度内に実証事業を行う。

3 令和4年度以降のスケジュール(案)について

	令和4年度				令和5年度
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	以降
IT人材育成		\\			
	事業内容検討	契約準備	実		自走化
		/ /		,	V
二次交通					
	契約準備	調査・分析・事業内容の検討・提案			実証
	,			,	,
デリバリー サービス		rtn = T <i>>#</i> /#			
	契約準備	実証準備 実証 実証 実証			実証
	,	/		,	

4 令和4年度の実施事業(案) 詳細の送付について

- ○二次交通の充実・デリバリーサービスについて、本協議会終了後、 1週間以内を目途に事務局より事業詳細をお送りします。
- ○本日合意した事業を実現できる内容になっているか、各委員にてご確認いただき、ご意見や事実誤認・確認事項等があれば<u>2月25日</u><u>(金)まで</u>にご連絡をお願いします。
- ○いただいたご意見等の反映結果については、3月に開催する第6回協議会にてご説明します。
- ※事業に関する助言等も受け付けますが、東京都の予算の都合等で必ずしも全てを反映できない場合がありますので、ご留意ください。

5 第6回協議会開催予定日

令和 4 年 3 月 (別途日程調整) 17:00-19:00